

松浦市国土強靱化地域計画

令和2年9月 策定

目 次

1. はじめに	2
2. 松浦市国土強靱化地域計画策定の目的、趣旨	3
3. 松浦市の特徴、想定される大規模自然災害	5
(松浦市の特徴)	5
(松浦市において想定される大規模自然災害)	7
(松浦市が目指す将来像)	10
4. 松浦市国土強靱化地域計画の基本的考え方	11
(取組の基本的な姿勢)	11
(想定するリスク)	12
(目標)	12
(リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態))	13
(施策分野)	15
5. 脆弱性の分析、評価、課題の検討	16
6. 施策分野ごとの推進方針	18
7. 施策の重点化	33
8. 計画の推進体制	34

(別紙)

「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」ごとの「脆弱性の分析・評価、課題の検討」、「対応方策の検討、推進方針」、「重要業績指標」

1.はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、広範囲で強い揺れと大きな津波が観測され、人命や家屋等に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であり、その自然の猛威のすさまじさは国内、国外問わず大きな衝撃を与え、現在も国家の総力をあげた復興への取組が進められている。大規模地震に関しては、今後、首都直下地震や南海トラフ地震等により深刻な被害が発生することも懸念されている。

このような背景を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」が公布・施行された。

これまでも、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災において、地震による犠牲者の多くが住宅・建築物の倒壊によるものであったことから、住宅・建築物の耐震化が推進されてきたほか、地域防災力の充実強化や緊急消防援助隊の機能強化といった取組も着実に進められてきた。

また、最近では、平成 26 年 8 月の広島市における豪雨による被害を踏まえ、土砂災害特別警戒区域等の指定促進や警戒避難体制の整備が進められている。

火山災害については、平成 26 年 9 月の御嶽山の噴火において、多数の死者、行方不明者が発生する惨事となり、火山の監視・観測体制の充実、火山防災協議会の設置、避難計画の検討等の取組が進められている。

長崎県では、昭和 57 年の長崎大水害、平成 2 年～7 年の雲仙普賢岳噴火による災害をはじめ数々の自然災害に見舞われており、平成 17 年度の地震等防災アセスメント調査においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動で建物被害 34,262 棟、死者数 2,001 人等の被害が想定されている。

人口減少、高齢化の進行で地域防災力の低下が懸念される中、本市においては、本市の東部に位置する石倉山（313.1m）が、昭和 27 年、昭和 28 年及び平成 2 年に大規模な地滑りを起こしている。また、平成 18 年には台風 13 号の接近により、志佐川が特別警戒水位を突破し危険水位に近づいたため、志佐川下流域の住民 513 世帯、1,250 人に避難勧告を発令した。近年では、平成 30 年及び令和元年に、数十年に一度の、これまでに経験したことのないような重大な危険が差し迫ったとして特別警報が発令されるなど、記録的な集中豪雨に見舞われ、特に、令和元年には、不老山で大規模な地滑りによる土砂崩落や、今福町浜ノ脇地区で市道 3 路線が寸断され、ライフラインの破損により住民世帯が一時孤立するなど、住民生活に支障をきたすような大きな災害が起きている。

これまで様々な災害の経験に基づき、被害を軽減するべく対策がとられてきたが、社会状況の変化や気候の変動など自然災害と対峙するにあたって考慮すべき環境は日々変化しており、時代の流れや地域の特性を考慮しながら適切に防災対策を進めていく必要性は一層高まっている。

本計画は、国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、災害発生後の初動、応急、復旧対策はもちろんのこと、事前予防、平時の備えを含む防災対策の一層の充実強化を図るため、地域の脆弱性評価を実施し、強靱な地域づくりのための計画を策定するものである。

2. 松浦市国土強靱化地域計画策定の目的、趣旨

今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要であることから、平成25年12月11日、国土強靱化基本法が施行された。

この法律の目的、基本理念は以下のとおりであり、第4条において地方公共団体の責務、第13条において地域計画の策定について規定されている。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(抄)

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

もとより、市町村は災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るため様々な防災対策を行なっているところであるが、国土強靱化基本法の理念、責務に基づいて、自然災害のリスクを踏まえ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような強靱

な行政機能、地域社会を事前につくりあげることが重要である。

本市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、松浦市国土強靱化地域計画を策定する。

3. 松浦市の特徴、想定される大規模自然災害

松浦市国土強靱化地域計画を策定するに当たっては、本市が有する地勢、気象条件、想定される自然災害（これまで本市に被害をもたらした自然災害）等の地域特性を踏まえてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討等をおこない、本市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することが必要である。以下に本市が有する地勢や気候の特性及び想定される大規模自然災害について示す。

（松浦市の特徴）

災害に関する特徴

①豪雨、台風、土砂災害の危険性

気候の特性として、梅雨前線の活発化による豪雨や台風の接近、上陸による強風、高潮等の被害を受けてきた。また、地勢は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏しており、急傾斜地が多く、土砂災害危険箇所が922箇所となっているなど、土石流や地滑り、急傾斜地の崩壊といった土砂災害の危険性が非常に高い。また、豪雨による低地での浸水も想定される。平成2年の石倉山地滑り、平成18年の台風13号などで多大な被害が発生した。

②南海トラフ巨大地震への対応

九州の西に位置し、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震の想定津波高、最大震度は太平洋側の各県に比べると低く（内閣府公表の被害想定）、本市には「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」や「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定もない。このため、長崎県国土強靱化地域計画においては九州内で大きな被害が想定される宮崎県、大分県、鹿児島県をはじめ、南海トラフ巨大地震により被害が想定される地域をバックアップしていくと基本目標に掲げられている。本市においては、長崎県の要請に応じてバックアップ機能を県内の自治体として、県と連携し、必要な役割を果たしていく。

地勢に関する特徴

③地勢

本市は、長崎県本土北部に位置し、伊万里湾に面した地域である。

東は佐賀県伊万里市や唐津市、西は平戸市、南は佐世保市と接している。面積は130.55k㎡であり、離島を多く含む地域であることが特徴である。

東南の佐賀県境に比較的急峻な国見連山があり、東より石倉山（313.1m）、東南に国見岳（435.9m）、南に高法知山（400m）とそびえ、南西に順次、石盛山、白岳、大岳となるに従い次第に緩やかとなり、北西の海岸地帯は急峻台状となっている。総じて山脈は、国見岳を頂点として拮指状にのび丘陵状をなして海にせまるに従い平坦地が開け農業が営まれ、河口に市街地を形成している。

また、福島は、海拔150mの台地で、喜内瀬半島の白山（173m）、端免の城ノ越山（153.5m）を形造っている。鷹島は、牧の岳（117m）、宮地獄（116m）と低い台地で形成されている。

④地質

土壌は主に第三紀層に属する砂岩及び頁岩であり、その上層部に玄武岩がある。三紀層の中に広汎な石炭層を含んでいたため、炭坑隆盛期には乱掘の時期もあり、その後鉱害という形で各地に被害が発生したが、現在ではこの鉱害復旧事業も完了しているところである。

しかしながら、市内には多くの地滑り地帯を抱えており、局所的な急傾斜地区と併せて、なお災害発生危険を含んでいる現況にある。

⑤河川

河川は、国見岳山頂に源を発する志佐町に志佐川、御厨町に竜尾川、今福町に今福川、調川町に調川川があり、それぞれ日本海（伊万里湾）に注ぎ、流域は農産物の生産地として栄えている。

また、福島町・鷹島町については、河川という大きな川はなく、いずれも小川であり水流は少ない。

⑥離島・半島地域

本市は、松浦地域（旧松浦市）及び福島地域（旧福島町）が北松浦半島地域を構成し、鷹島地域（旧鷹島町）が東松浦半島地域を構成する地域で、全市的に半島振興対策実施地域となっている。

また、平戸諸島地域の一部に属している、黒島、青島、飛島の3つの有人離島は、離島振興対策実施地域であり、交通ネットワークの整備や海上輸送、空中輸送の体制整備など特別な配慮が必要となる。

社会環境に関する特徴

⑦人口減少・高齢化

本市における人口は、1960年（昭和35年）の約60,000人をピークに1975年（昭和50年）までの15年間に約26,000人が減少する急激な減少期を経て、現在も減り続けており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によると、2045年（令和27年）12,741人になるとされている。人口減少、高齢化の進行は、地域コミュニティの希薄化、地域防災力の低下につながるおそれがある。

(松浦市において想定される大規模自然災害)

■大雨、豪雨

本市においては、前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むとき大雨となることが多い。

[過去の被災事例]

○平成2年7月石倉山地滑り

長崎県の北部松浦市の最東端に位置する石倉山(313.1m)は、昭和27年、28年に大地滑りを起こしている。この山の西側の約400mのところの位置する通称笠山(304m)において、昭和63年8月末、東西に伸びる約150mの冠頭部亀裂が馬蹄形に発生しているのが発見されて以来、微動を続けていた。平成元年9月と平成2年1月の長雨によって、亀裂が拡大したために、平成2年の梅雨期には、昭和27年、28年並みの大崩壊が発生することが懸念されていた。このため、平成2年に入ってから長崎県では防災工事の着工を、また、松浦市では山のふもとの危険地区である今福町福德、人柱及び江迎地区の住民の避難体制を検討してきていた。6月26日から雨が降りだすと、福德地区の住民の事前自主避難が開始され、7月2日の九州に大きな被害をもたらした集中豪雨のときに、松浦市から福德地区に避難勧告が出された。雨がやんだ2日後の7月4日午前6時頃に石倉山は、大滑動を開始し、午前9時30分頃には、頂部付近で50mの落差及び東西方向に約500mにわたり亀裂が生じた。土石は人柱川上流側で150mと浦の田谷側で約200m滑り出して、麓の民家のある福德地区まで400mまで流出した。

(出展:1990年7月松浦市石倉山地滑りにおける福德地区住民の避難対策と住民の対応 平成3年2月 長崎大学工学部土木工学科 土木構造研究室)

○令和元年8月26日から30日の大雨

【大雨の状況】

長崎県では27日から29日にかけて局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。27日には北部、対馬、上五島を中心に猛烈な雨となり、対馬市美津島付近と対馬市豊玉付近では6時30分に約110ミリ、6時50分に120ミリ以上、平戸市付近では10時30分、佐世保市(宇久地域を除く)付近では11時20分、佐々町付近では11時30分に約110ミリの記録的短時間大雨を解析した。また、27日は対馬市で、29日は壱岐市で50年に一度の記録的な大雨となったところがあった。

28日5時50分に平戸市、松浦市、佐世保市、佐々町、川棚町、波佐見町、小値賀町に警戒レベル5相当の大雨特別警報を発表した。大雨特別警報は14時55分にすべて解除した。

26日0時の降り始めから30日までの総降水量は、平戸626.5ミリ、松浦526.5ミリ、石田400.5ミリ、小値賀396.5ミリ、佐世保370.5ミリ、長浦岳358.5ミリを観測した。

平戸では24時間降水量の観測史上1位を更新した。

本市においては、8月28日午前3時58分に最大1時間降水量63mmの非常に激しい雨を観測した。

【災害概要】

・志佐町高野地区（不老山）

志佐町高野地区（不老山）では、記録的な豪雨により8月27日18時ごろ地滑りが発生し、被害が住宅に及ぶ危険性が高まったため8月28日には松浦市が12時30分、上高野、下高野地区326世帯748人に避難勧告を発令。地滑りの危険性が高い状態で、また、崩落土砂により、市道不老山公園線が被災を受け通行止めとなるなど、住民生活に大きな支障を及ぼす災害となった。

・被害規模

幅約90m、長さ約250m、斜面高約110mにおける地滑り

・被害概要

人的被害なし

・公共施設等被害

市道1路線（市道不老山公園線）



不老山被害

【災害概要】

・今福町浜ノ脇地区

今福町浜ノ脇地区では、記録的な豪雨により8月27日に亀裂等の変化が現れ、8月28日午前4時頃に幅約90m長さ約75mの地滑りが発生した。これにより、住宅や倉庫が損壊し、一部の住民は避難生活を余儀なくされた。また、ライフラインの破損や、市道の3路線が寸断され住民21世帯が一時孤立するなど、住民生活に大きな支障を及ぼす災害となった。

・災害規模

幅約90m、長さ約75m、斜面高約22mにおける地滑り

・被害概要

人的被害なし

・公共施設等被害

市道3路線（市道浜ノ脇線、市道金井崎線、市道浜ノ脇波止場線）

上水道 浜ノ脇地区21世帯分及び飛島地区全世帯分

電気・電話 21世帯



市道浜ノ脇線・市道金井崎線・市道浜ノ脇波止場線被害

■台風による強風、大雨、高潮、高波

本市は、台風の常襲地域であり、その接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受けてきた。台風の周りには活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらす洪水、浸水害、土砂災害等を発生させる。また、台風や低気圧の接近で気圧が下がると海面上昇による高潮災害、高潮と重なった高波による浸水害が発生することがある。

[過去の被災事例]

○平成 18 年 9 月 17 日の台風 13 号

平成 18 年 9 月 16 日～17 日にかけて台風 13 号が接近したため、16 日には秋雨前線豪雨により 1 時間雨量 91mm を観測した。

翌日 17 日には午前 6 時から暴風波浪警報が発令され、同日午後 5 時 40 分に大雨洪水警報が発令された。市では志佐川が特別警戒水位に達する恐れがあるとして、午後 6 時から災害対策本部を設置し、消防団に出動を要請。

午後 7 時には集中豪雨と満潮時が重なったため、志佐町商店街の 114 世帯が浸水するという非常事態が発生した。

さらに志佐川が特別警戒水位を突破して危険水位に近づき、河川が氾濫する恐れがあったため、志佐川下流域の住民 513 世帯 1,250 人に避難勧告を発令した。

■地震、津波

本市は、過去に大きな地震の被害を受けた記録はないが、享保 10 年（1725 年）に平戸で推定震度 5（M6.0）の地震があり、「諸所破損多し」との記録がある。

また県北では、昭和 35 年 5 月（1960 年）の南米のチリ沖大地震や昭和 58 年 5 月（1983 年）の日本海中部地震により数 10 cm の異常潮位を観測している。

気象庁の地震観測記録によると、本県の主な震源地は、橘湾・雲仙岳付近、県中部となっている。また、阪神・淡路大震災の原因となった活断層は、本市では発見されていない。

しかし、平成 16 年 10 月 23 日の新潟中越地震（M 6.8）、平成 17 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震（M 7.0）など、これまで想定されていなかった地域で、相次いで大規模な被害を伴う地震が発生した。

また、福岡県西方沖地震による影響で、長崎県北部は震度 4、福岡県日本海沿岸、壱岐・対馬の沿岸に津波注意報が発令された。

このため、沿岸に位置する本市は常に津波に対して注意が必要である。もし、五島の南海域で大地震が発生すると、15分以内に津波の第1波が到達することになる。さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震のような大規模な海溝型地震の発生を受けて、長崎県が新たに想定した東海・東南海・南海・日向灘を震源域とした4連動の地震による影響予測等からも、松浦市への津波の影響が想定されている。

■**渇水**

本市の水利特性は、流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないため河川の保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件等から、水資源に恵まれない特性を有し、過去に深刻な渇水被害を受けてきた。

[過去の被災事例]

○平成6年の渇水

平成6年の夏から平成7年の春にかけては、長崎海洋気象台発表の夏以降の少雨傾向予想のとおり、記録的な高温・少雨となり、県内各地で深刻な渇水被害が発生し、市民生活、経済活動に大きな被害を与えた。

本市においては、生活用水の減水による給水制限を実施した。農業用水では、主要農産物である水稻や茶、畜産のブロイラーなど農作物等の被害があった。工業用水では、工業用水道の水源の流量減少に伴い、松浦火力発電所に対して節水の協力を依頼し、同発電所では工業用水の不足に対応するため、9月1日から22日までの間、独自に福岡県豊前市より工業用水の海上輸送が実施された。

(松浦市が目指す将来像)

第二次松浦市総合計画では、「育つ」、「つながる」、「根をおろす」を基本理念に6つの将来像を目指しており、その1つに「安心・幸せのまち」を掲げている。住んでいる人たちがそれぞれ幸せを感じながら生き生きと安全に安心して暮らしていけることが大切であり、自然災害にも耐えうるために必要な道路、交通網、情報通信網、公共施設等の整備、更新が行われ、人口が減少する中でも持続可能なまちを目指す。

4. 松浦市国土強靱化地域計画の基本的考え方

(取組の基本的な姿勢)

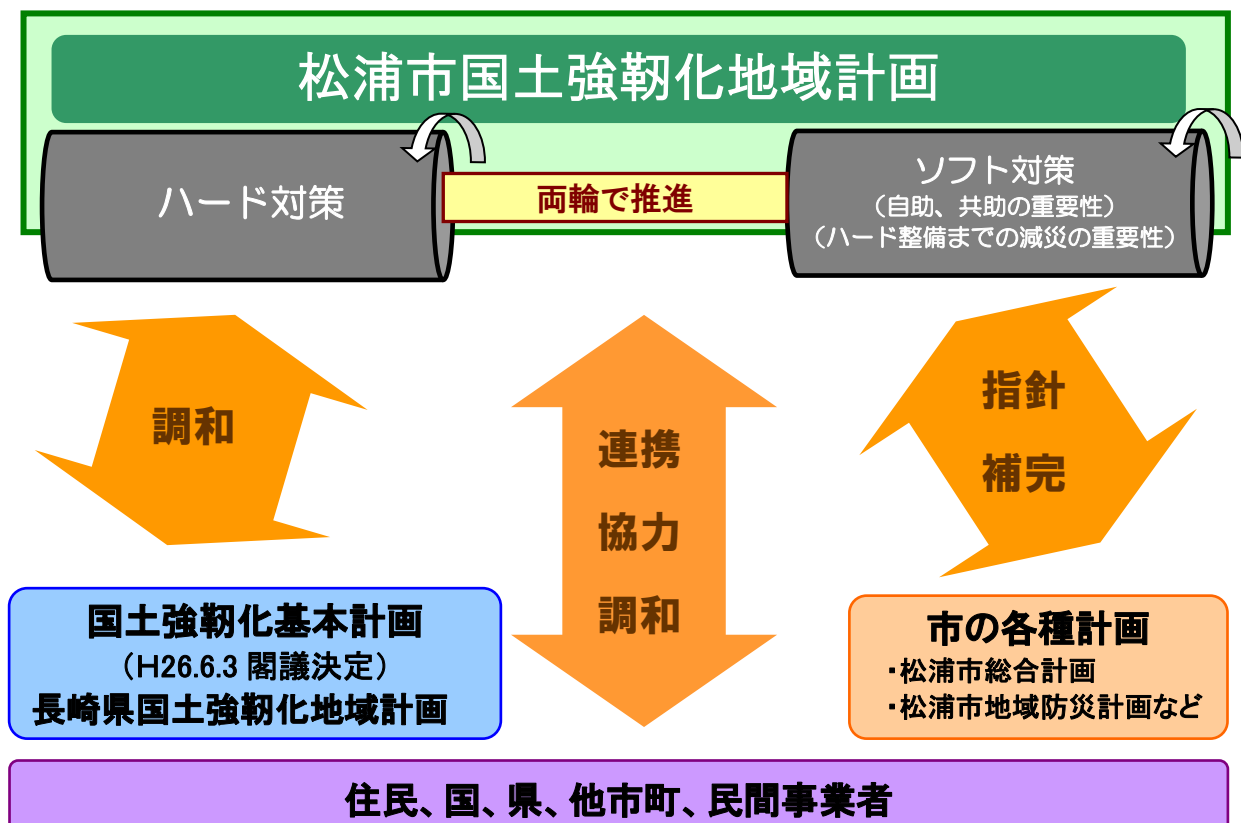
本市の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した大量の公共土木施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進、防災ポータルサイトの充実といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靱化を目指す。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行う仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努める。

本市の強靱化を行うにあたっては、基本計画に基づき国土の全域にわたって強靱化を進めている国や大規模災害時に相互応援を実施する県、他市町や民間事業者と一体となって推進していくことが重要であることから、国、県、他市町、民間事業者と連携・協力しながら強靱化を推進する。

なお、松浦市総合計画や松浦市地域防災計画等既存の計画の見直しや施策の具体化に際しては、指針、相互補完として機能し、双方向でより実践的な計画となるよう努める。



主なハード対策

- インフラの維持管理・更新
- 災害対応力を強化するための道路整備
- 住宅、庁舎等の耐震化の推進
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化
- 各沿岸における海岸堤防等の計画高までの整備推進
- 道路、港湾・漁港等の老朽化・耐震対策等の推進
- 砂防事業、森林整備事業等の推進

ハード整備には一定の期間が必要

主なソフト対策

- 防災情報の収集や発信の強化
- 市防災行政無線のデジタル化の推進
- 各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育・自主防災組織結成の促進
- ボランティアコーディネーターの養成
- 消防団の体制・装備・訓練の充実強化
- 要配慮者の避難支援対策の促進
- ヘリコプターによる空中輸送体制の確立
- 災害教訓の家庭や地域での伝承

ソフト対策と両輪で推進し、切れ目のない強靱化

(想定するリスク)

本市に被害を与えるリスクとしては、自然災害の他に大規模事故や原子力災害なども考えられるが、これまで本市において被害が発生した災害や、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本地域計画が想定するリスクは本市において想定される大規模自然災害全般とする。

(目標)

本市の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討を行うことが重要である。

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び多くの離島・半島を有する本市の特性、国の基本計画が定める目標に即するという観点を踏まえ、4つの基本目標、9の事前に備えるべき目標を設定する。

[基本目標]

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

[事前に備えるべき目標]

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない

- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- ⑨大規模自然災害が発生したとしても、離島・半島の孤立地域の発生を回避する

(リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）)

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討を行うにあたり、事前に備えるべき目標に応じてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。国の基本計画に定めるリスクシナリオを基本としつつ、本市の特性に応じた離島・半島における孤立地域の発生という事態を加えた41のリスクシナリオを設定する。

脆弱性の分析・評価、対応方策、重要業績指標の設定については、別紙のとおり。

松浦市が想定する基本目標、事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
①人命保護が最大限に図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生	
		1-2 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
		1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止	
		2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	
		2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		2-4 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	
		2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶	
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺	
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模な発生		
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
	②本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止
			4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	
		5-5 基幹陸上海上交通ネットワークの機能停止	
		5-6 食料等の安定供給の停滞	
④迅速な復旧復興	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
		6-5 異常温水等により用水の供給の途絶	
		6-6 燃料等の供給の途絶	
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
			7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
7-5 有害物質の大規模拡散による被害の拡大			
7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響			
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2 道路開閉等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-6 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
9 大規模自然災害が発生したとしても、離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生		

(施策分野)

松浦市国土強靱化地域計画に関する施策の分野は、以下の3つの横断的分野と6つの個別施策分野とする。

[横断的分野]

- ①リスクコミュニケーション分野
- ②老朽化対策分野
- ③離島・半島対策分野

[個別施策分野]

- ④行政機能・消防分野
- ⑤住宅・都市、環境分野
- ⑥保健医療・福祉分野
- ⑦産業分野（情報通信、エネルギー、産業構造）
- ⑧農林水産分野
- ⑨国土保全・交通分野（国土保全、交通・物流）

5. 脆弱性の分析、評価、課題の検討

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)への対応方策を検討するためには、脆弱性を分析、評価し、その脆弱性を克服して強靱な松浦市をつくるための課題を適切に認識することが必要である。脆弱性の分析、評価、課題の検討についてのポイントを松浦市の特徴に沿って以下に示す。

① 災害

昭和57年の長崎豪雨、平成3年の台風19号等、豪雨や台風によって土砂災害や強風による被害を受けてきた本市においては、道路や河川、土砂災害に対する施設の整備、洪水ハザードマップの作成などの取組を推進してきた。

気候変動による局地的豪雨の増加の懸念も高まる中で、施設整備についてはコスト削減を図りながら投資効果の高い箇所に重点的、集中的におこなっていく必要がある。その他、洪水ハザードマップについて全エリアをカバーできていないこと、土砂災害警戒区域の指定が途上であるといった課題がある。

また、災害時には情報の収集や伝達が自主避難や避難勧告の判断材料となるなど重要な要素であることから、県の総合防災ポータルサイトや河川砂防情報システムを活用しているが、このようなシステムについて、情報収集・提供の主体である県と連携を図りながら、市の人材育成を含め、一層の充実強化を図っていく必要がある。

地震・津波については、これまで平成17年の福岡県西方沖地震や大正11年の島原地震で人的、物的被害が発生したほか、平成18年3月の長崎県地震等防災アセスメント調査報告書において、建物被害34,262棟、死者数2,001人等の被害が想定されており、住宅・建築物の耐震化や海岸堤防の整備、消防、DMAT等の救助、救急活動体制の強化を図られてきている。

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に関しては、長崎県国土強靱化地域計画において、南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保を基本目標に掲げられているが、まずは自らが地震・津波に対して十分な強さを有することが重要である。課題として、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置、安全性が確認できていないこと、無電柱化の対策が途上であること、住宅、建築物、道路、港湾・漁港等の耐震化に引き続き取り組む必要があること、救助、救急体制について必要な装備資機材の整備や通信基盤、施設の堅牢化、高度化等が進捗途上にあること等が挙げられる。

※DMAT

大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

② 地勢

本市には、斜面地に住宅地が存在し、道路が狭いことで地震時などに緊急車両が通れない恐れがあり、避難地の整備や建築物の不燃化等を図る必要がある。このような住宅地については改善整備の取組が進んでいるが、解消にはいたっていない。

また、本市は、半島地域であり、3つの有人離島を有している。福島、鷹島は、架橋により本土とつながっているが、越県により往来していることは、本市の大きな特徴であり、大規模自然災害による道路の寸断や港湾、漁港の被災、ライフラインの途

絶等による孤立を防ぐために防災、震災対策を進めている。しかしながら、道路や港湾施設の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、洪水、土砂災害、津波対策といった取組ははまだ途上であり、さまざまな課題がある。

※リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

③社会環境

大規模災害時には、行政が全ての被災者を直ちに支援することが難しいことから、住民一人ひとりが自ら防災対策を講じ、適切な避難行動をとること、家族、学校、地域での対応力の強化を図り、地域で助け合って救助活動を行うなどの取組により被害の軽減が期待できる。

本市では、自助・共助・公助の理念の下に適切な役割分担を図ることを基本としながら、防災に関する意識の高揚や災害教訓の伝承、防災教育の機会の確保等に努めることとしている。しかし、全国的に進行する人口減少、高齢化は本市においても例外ではなく、地域コミュニティの崩壊やそれに伴う地域防災力の低下が進むことが懸念されている。このような社会環境の変化を見据えれば、自助、共助を強化する取組の一層の充実強化や、災害時に自ら避難することが困難な要支援者への支援体制づくり、社会福祉施設等の防災対策の充実などがますます重要となってくる。

6. 施策分野ごとの推進方針

【横断的分野】

①【リスクコミュニケーション】 ※斜体文字はリスクシナリオ番号

- 県の総合防災ポータル等を活用し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。[防災課、建設課、都市計画課、農林課] 1-5
- 災害が起きた時の対応力を向上するため必要なコミュニティ力の構築を促進する。県と協力して、各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育、自主防災組織結成の促進等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化する [防災課] 8-3
- 地域の実態を踏まえた各学校の防災計画に沿って実践的な避難訓練や研修等をとおして、教職員の対応能力・指導力の向上を図り、児童生徒が非常時に自ら判断し安全に避難する態度や能力を育成する。[学校教育課] 8-3
- 大規模自然災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、県・市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくり等を行う。[防災課、市民生活課、福祉事務所] 8-3

長崎県総合防災ポータルサイト

<http://www.pref.nagasaki.jp/sb/>

長崎県河川砂防情報システム

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/main/index.php>

長崎県電子国土総合防災GIS

<http://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/agree.php>

長崎県管理国県道 道路通行規制情報

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~douro/dourokisei/dourokisei.html>

②【老朽化対策】

- 既存インフラの高齢化の割合が加速度的に増加するなど、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする。[建設課ほか]
- 中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施することを目的として、松浦市公共施設等総合管理計画基本方針を踏まえ、その後の速やかな個別施設計画の策定につなげる。[会計課ほか]
- 維持管理計画を策定している対象施設（橋梁、トンネル、港湾、漁港など）については、計画に基づき、適切な維持管理・更新を行い、安全性の確保、トータルコストの縮減・平

準化に努める。〔建設課ほか〕



補修前



補修後

老朽化により発生したひび割れや高欄（防護柵）等の補修を実施

インフラの老朽化対策

③【離島・半島対策】

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、道路、鉄道、港湾・漁港や海上輸送の拠点となる定期航路係留施設等の交通基盤における機能維持・改善等の施設整備、災害対応力を強化する対策、リダンダンシーの向上、緊急輸送道路等の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道（高規格幹線道路）の重点的な整備等を推進するとともに、公有車両の活用、民有車両の借上げ、定期航路の船舶借上げ、建設業協同組合との災害支援協定に基づく啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、及び燃料等確保のための関係業界への協力要請等、輸送モード間の連携による複数ルートの確保を図る。〔防災課、水産課、建設課、都市計画課、農林課、地域経済活性化課〕 9-1
- 離島航路を有するすべての漁港において、老朽化対策を推進する。〔水産課〕 2-6、5-4、9-1
- 島内の生活圏と港湾・漁港とを結ぶ道路の災害対応力を強化するための対策、アクセス性向上等のための道路整備等を推進するとともに、輸送モード間の連携を確保する。〔建設課、水産課〕 9-1
- 県との連携により大量に発生した災害廃棄物輸送方策等については、陸上及び海上輸送の方法の利点を総合的に判断し、廃棄物の処理が滞ることがないように、すでに策定している市の災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直す。〔市民生活課、地域経済活性化課〕 8-1、9-1
- 災害や有事が発生し、石油製品が遮断された場合でも、安定した市民生活が維持できるよう再生可能エネルギー電気を動力源として利用できるEV・PHEV車の導入を促進する。〔地域経済活性化課〕 6-1
- 電気・水道・通信回線等のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。〔防災課、上下水道課、会計課〕 3-1、9-1

【個別施策分野】

④【行政機能・消防分野】

(行政機能)

- 業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化するとともに、計画を適切に整備するための協議の場を設ける。[総務課、防災課] 3-1
- 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組を推進する。また、本市への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な受入れ体制の構築を推進する。[防災課、都市計画課、会計課] 7-3、8-2、8-3
- 重要な防災拠点としての安全性能基準を満たした、司令塔機能を十分に発揮できる新庁舎の建設を推進する必要があるが、財政的に建て替えは困難であり、早急な耐震化を実施する。[会計課] 3-1
- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、社会体育施設等の耐震対策等を促進し、必要な装備資機材等の整備を図る。[防災課、会計課、教育総務課、生涯学習課] 1-1、1-2、3-1
- 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。[防災課、会計課、教育総務課、生涯学習課] 3-1
- 行政機関の機能を守る周辺対策（道路、鉄道、港湾・漁港等の交通基盤における機能維持・改善等の施設整備、災害対応力を強化する対策、リダンダンシーの向上、緊急輸送道路等の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道（高規格幹線道路）の重点的な整備、水害・土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。[防災課、建設課、都市計画課、水産課、農林課、地域経済活性化課] 3-1
- 人材・組織体制等の整備のため、長崎地方気象台や県と連携して防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて人材育成を推進する。[防災課、上下水道課、市民生活課] 1-4
- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修や訓練等を通じて市職員の人材育成を推進する。[防災課] 1-6
- 大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して県で

実施していただき、判定活動の実施体制を確立するため、県と連携した協議会を組織し、関係団体との協定を推進する。なお、判定の結果は、その後の罹災証明及び被災度区分の基礎資料となるため、関係機関との情報共有のあり方を検討する。[都市計画課、建設課] 1-6、8-6

(消防)

- 消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化する必要がある。[防災課、消防本部] 2-4
- 救助・救急活動を持続的に行うため、防災拠点の整備、機能強化、消防庁舎等の耐震化、消防車両や資機材等の充実強化を図る。また、消防救急無線のデジタル化等情報通信機能の耐災害性の強化、高度化の充実強化を図る。[防災課、消防本部] 2-4、3-1
- 関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討をおこない、関係機関の連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。[防災課、消防本部、地域経済活性化課] 2-4
- 災害現場での人命救助能力の向上のため、緊急消防援助隊等との連携を図り、各訓練に継続して参加するとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を検討する。[消防本部] 7-1

⑤【住宅・都市、環境分野】

(住宅、建築物)

- 住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を県や地域と連携して推進する。[都市計画課] 7-3
- 市立学校、公立保育所、市立社会体育施設については、各種補助制度を活用して耐震化を実施する。私立保育所については、国庫補助制度等を活用した耐震化を推進する。[教育総務課、子育て・こども課、生涯学習課] 1-1、1-2
- 学校施設等の避難所は、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努めているが、未対応の施設については、国庫補助制度等を活用したバリアフリー化の推進を検討する。[教育総務課、防災課、長寿介護課、生涯学習課] 1-1、1-2
- 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を実施する。

[文化財課] 1-2

- 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と市が連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。[都市計画課] 1-1
- 災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。[防災課、福祉事務所、都市計画課、会計課] 8-6
- 罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務に精通した人材について、国や県の防災担当機関等と連携しながら育成を推進する。[政策企画課] 8-6

(市街地等)

- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査を推進する。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、順次、無電柱化を推進することで、安全性の向上に推進する。[都市計画課、地域経済活性化課、建設課] 1-1
- 河川等における護岸整備等による機能強化、河道掘削等の機能維持、及び雨水幹線における護岸整備、排水ポンプや雨水管渠等の整備を着実に実施する。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、市街地等を中心に投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う。[建設課、都市計画課] 1-4
- 洪水ハザードマップのカバーエリアを拡大するため、2級河川における浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援について県に要望していく。また、県の雨量情報の活用、「100mm/h 安心プラン」の策定等のソフト対策を実施する。[防災課、建設課、都市計画課] 1-4

※100mm/h 安心プラン

従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画

- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な斜面地にある住宅地などの改善整備については、改善整備の推進を働きかけるとともに、松浦市建築物の耐震改修促進計画等により住宅の耐震化など計画的な改善を図る。[防災課、都市計画課] 1-1、7-1
- 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業により、不燃化及び耐震化することで、災害に強いまちづくりを推進する。[都市計画課] 1-1, 7-1
- 港湾、漁港、鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援等により耐震化を県や地域と連携して推進する。[水産課、都市計画課、地域経済活性化課、防災課、建設課] 1-1、

○民間事業者等と連携しながら帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。〔防災課〕 1-1

(上水道、下水道等、ガス)

○水道施設の耐震性能を把握する。上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。〔上下水道課〕 2-1、6-2

○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の漏水防止対策等の強化を図るとともに、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。〔上下水道課〕 6-5

○不足する水道水源等を確保するため水資源関連施設等の整備を促進する。〔上下水道課〕 6-5

○水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進するため、OJT (On the Job Training : 実務経験を積むことにより業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法) による若手技術者への技術継承とあわせ、外部研修会への派遣等水道技術者育成に向けた取組を行う。〔上下水道課〕 6-2

○下水道施設の耐震診断は完了している。下水道BCPを策定しているが、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理を行うために、電源喪失時の対応を盛り込む等の段階的な内容の充実(対策)を図る。〔上下水道課〕 2-7、6-3

※BCP

Business Continuity Plan(事業継続計画)企業等が、災害や事故等緊急事態が起こった際に事業を継続するために定めておく計画。

○老朽化した単独処理浄化槽(トイレ排水のみを処理)から災害に強い合併処理浄化槽(家庭排水全般を処理)への転換を促進するように推進していく。また、県が導入する浄化槽台帳システム(国が推進するシステム)を活用し、浄化槽の設置・管理について県と情報共有を図り、市内に設置されている浄化槽の現況把握を促進する。〔市民生活課〕 6-3

○耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについては、市立学校では必要に応じて大規模改造工事等の実施に合わせて国庫補助制度を活用しながら取り組む。〔教育総務課〕 2-1

○令和元年度に完了した漁業集落排水施設の機能診断に基づき、施設の機能保全対策を計画的に実施し、災害時の代替性の確保及び公共下水道との連携、民間活用導入による管理体制の強化等の情報収集に努めていく。〔上下水道課、福島支所、鷹島支所〕 6-3

○大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するため、広域的な応援体制を整える。〔上下水道課〕 6-2

(有害物質、災害廃棄物)

○有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定

したマニュアルの整備を促進する等、国や県など関係機関と連携して対応する。[市民生活課、健康ほけん課] 7-5

- 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするため利用されていない市有地の確保を促進する。[市民生活課] 8-1
- 県との連携によりPCBやアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握し、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた市における災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直しする。[市民生活課] 8-1
- 県との連携により大量に発生した場合の災害廃棄物輸送方策等については、陸上及び海上輸送の双方の利点を総合的に判断し、廃棄物の処理が滞ることがないように、すでに策定している市の災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直す。[市民生活課、地域経済活性化課] 8-1、9-1

⑥【保健医療・福祉分野】

(保健医療)

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。[防災課、消防本部] 7-1
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、市と地域の医師会との災害時協定の締結、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。[健康ほけん課] 2-6
- 医療施設への支援ルートを確実に確保するため、道路、鉄道、港湾・漁港等の交通基盤における機能維持・改善等の施設整備、災害対応力を強化する対策、リダンダンシーの向上、緊急輸送道路等の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道（高規格幹線道路）の重点的な整備等を推進する。[建設課、都市計画課、水産課、農林課、地域経済活性化課] 2-6
- 災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理や感染症や食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を実施できるよう、また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等の構築を検討する。[健康ほけん課・市民生活課] 2-7

(福祉)

- 県が策定した「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。[防災課、福祉事務所] 2-1
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するとともに、個別支援計画の策定を推進する。[防災課、福祉事務所、長寿介護課] 8-3
- 施設や医療機関の管理者が行う、入所者及び入院者の避難計画作成を支援する。[防災課、

福祉事務所、長寿介護課] 8-3

- 国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所設営・運営マニュアルを策定し、地域住民による主体的な避難所運営に資する訓練の実施により、その実効性を検証するなど、平時からの取組を、説明会の開催や個別相談への対応などにより支援する。[防災課、福祉事務所] 2-2
- 次の取組について、説明会の開催や個別相談を行う。[防災課、福祉事務所、健康ほけん課、子育て・こども課、消防本部、総務課、長寿介護課、政策企画課] 2-2
 - ① 消防、保健師のほか、自治会や自主防災組織、消防団等の地元住民も活用した実態把握の方法を避難所運営マニュアル等で定めておく。
 - ② 指定避難所の環境整備を進めるとともに、指定避難所の役割や支援内容について、自治会等の地元住民とも連携しながら周知する。
 - ③ 車中泊避難者については、発生することを前提に、エコノミークラス症候群対策（予防法のチラシ配布等）を講じておく。
 - ④ 避難者が求める情報の迅速かつ計画的な公表のために、速報性や拡散性の高い SNS（公式 Twitter や Facebook）を活用する。

※SNS

人と人とのつながりを支援・促進するインターネット上のサービスのこと。

- 国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、県で策定した「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」や「避難所等におけるペット受入れ対応マニュアル」に基づき、各避難所での受け入れを行う。ただし、同じ室内に入ることができないため、屋外（屋根付き）若しくは、車内での飼育をお願いする。併せて、ペットの排泄物の適正処理について啓発を図る。[防災課、市民生活課、福祉事務所] 2-2
- 避難所運営にあたっては、乳幼児や子どもがいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるよう、女性等、多様な主体が参画することが肝要であり、避難所設営・運営マニュアルを作成するにあたっては、その点に配慮する。[防災課、福祉事務所、健康ほけん課、子育て・こども課] 2-2
- 個別支援計画については、庁内関係各課と連携し、整備を推進していく。[防災課、長寿介護課、福祉事務所、健康ほけん課] 2-2
- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。[地域経済活性化課] 7-7

⑦【産業分野（情報通信、エネルギー、産業構造）】

（情報通信、情報伝達）

- 防災行政無線のデジタル化の推進、旅行者（外国人を含む）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、住民の情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実

- に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。[防災課、総務課、政策企画課、会計課、消防本部] 2-3
- 「適切な災害関連情報の収集・提供」を行うため、関係機関との連携により多様な情報収集・提供手段の確保に努める。[防災課] 2-3
 - 災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して、迅速にかつ漏れなく情報発信する体制を強化する。[防災課、政策企画課] 2-3
 - 情報通信機能の確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。[建設課、水産課] 4-1
 - テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るようインターネット、SNS、簡易FM等の代替手段の整備を促進する。[防災課、政策企画課] 4-2

(エネルギー)

- インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、道路、鉄道、港湾・漁港等の交通基盤における機能維持・改善等の施設整備、災害対応力を強化する対策、リダンダンシーの向上、緊急輸送道路等の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道（高規格幹線道路）の重点的な整備等を推進する。[建設課、都市計画課、水産課、農林課、地域経済活性化課] 2-5
- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。[防災課、建設課、都市計画課、水産課、農林課、地域経済活性化課] 5-2
- 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。[地域経済活性化課] 5-2
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。[防災課] 5-2
- 本市へLPGや石炭等を受入れる施設の耐震化等や地震・津波対策を着実に働きかけるとともに、石炭等を取扱う港湾における関係者が連携したBCPを策定する。[水産課、地域経済活性化課] 6-1
- エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。[消防本部、地域経済活性化課] 6-1
- エネルギー供給源の多様化のため、「松浦市再生可能エネルギー導入推進計画」に基づき、太陽光、風力など本市の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー

ギーの導入を促進する。[地経済活性課] 6-1

- 大規模な災害に備え、国の基金事業等を活用し、避難所や防災拠点等となる公共施設や民間施設への再生可能エネルギーや蓄電池等の導入について支援を行う。[地域経済活性課、会計課、教育総務課、生涯学習課] 6-1
- 火災、煙、可燃性物質等の漏えいにより、福島町に立地するコンビナート等周辺に火災発生のおそれがあるため、火災警戒区域を設定し、かつ周辺住民の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。[防災課、消防本部、地域経済活性課] 5-3、7-2

※福島町に立地するコンビナート

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域として、本市では、松浦市福島地区(福島国家石油ガス備蓄基地等)が政令で指定されている。

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。[防災課、消防本部、地域経済活性課] 5-3
- コンビナートエリア内企業のBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。[防災課、地域経済活性課] 5-3

※BCM

Business Continuity Management (事業継続マネジメント) BCPの策定から推進、見直しなど全体を管理すること。

(サプライチェーン等)

- 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP策定に加え、企業連携型BCPの策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。[地域経済活性課] 5-1

※サプライチェーン

原料が生産されてから、製品やサービスが消費者に届くまでのすべてのプロセス。

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制(災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等)の構築、食料等の一連の生産・流通過程に係るBCPの策定等を促進する。[農林課、水産課、地域経済活性課] 5-6
- 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。[地域経済活性課、水産課、農林課] 7-7
- 交通ネットワーク機能を確実に確保するため、道路、鉄道、港湾・漁港等の交通基盤にお

ける機能維持・改善等の施設整備、災害対応力を強化する対策、リダンダンシー向上、緊急輸送路等の無電柱化を着実に進めるとともに、災害時の緊急輸送機能の軸となる西九州自動車道（高規格幹線道路）の整備など、複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化等を図るため、道路の計画的な整備を推進する。[建設課、都市計画課、水産課、農林課、地域経済活性化課] 5-5

⑧【農林水産分野】

（海岸堤防等）

○沿岸部において、県からの浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていただき、ハザードマップ作成に努める。[防災課、水産課、建設課、農林課] 1-3

（生産基盤等）

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。[水産課、農林課] 5-6

（ダム等水利施設）

○ため池、農業用ダムの耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策及びハザードマップの作成周知等のソフト対策により地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。[防災課、農林課] 1-5、7-4

○大規模ため池については一斉点検を完了したが、その中でも築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震性点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を推進する。[農林課] 7-4

○地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。[農林課] 7-6

○現行の農業用水供給整備水準を超える渇水に対応するため、ため池、ダム等の漏水防止対策を強化するとともに、干害対応対策事業を活用し、水路の新設、水源の整備等の迅速な対応を取る。[農林課] 6-5

（山地、森林）

○山地災害のおそれがある箇所調査結果を県から速やかに提供を受けることにより、ハザードマップや避難体制の整備等のソフト対策が図られるように連携するとともに、未整備森林に対する適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進し、山地災害に対する未整備山地災害危険地区の解消に努める。[防災課、農林課] 7-6

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、各種事業を活用しながら、地域コミュニティや森林ボランティア等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸造活動等により、森林の整備・保全活動を推進する。[農林課] 7-6
- 森林整備については、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮や防鹿ネットの設置による自然と共生した多様な森林づくりに取り組む。[農林課] 1-5、7-6

⑨【国土保全・交通分野（国土保全、交通・物流）】

(国土保全)

- 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等のハード・ソフトの総合的な対策を着実に推進する。[水産課、防災課、消防本部、生涯学習課、教育総務課] 1-3
- 各沿岸における海岸堤防等の計画高までの整備を計画的かつ着実に推進する。また、河川、海岸堤防等管理者である県に対しても、計画的かつ着実な整備を働きかける。なお、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。[水産課、建設課] 1-3
- 海岸・河川堤防開口部において、海岸・河川堤防の老朽化点検をおこない、開閉不良扉においては修繕や常時閉鎖型への改良を行う。[水産課、建設課、都市計画課] 1-3
- 沿岸部において、県からの浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていただき、ハザードマップ作成に努める。[防災課、水産課、建設課、農林課] 1-3
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。[防災課、水産課、建設課、都市計画課] 1-3
- 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を周知するため、土砂災害警戒区域等の指定に基づく、ハザードマップの作成、避難訓練等により警戒避難体制の確立を図る。あわせて、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊防止事業、森林整備事業等のハード対策を推進する。[防災課、建設課、農林課] 1-5
- 土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、対策に時間を要しており、大規模災害が発生した場合、大きな人的被害が発生するおそれがあるため、行政・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。[防災課、農林課、建設課] 7-4
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資

する流域減災対策を推進する。[防災課、水産課、建設課] 8-5

- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地籍調査を推進することにより、地籍図等の整備を積極的に推進する。[建設課] 8-4

(交通・物流)

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、道路、鉄道、港湾・漁港等の交通基盤における機能維持・改善等の施設整備、災害対応力を強化する対策、リダンダンシーの向上、緊急輸送道路等の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道（高規格幹線道路）の重点的な整備等を推進するとともに、公有車両の活用、民有車両の借上げ、定期航路の船舶借上げ、建設業協同組合との災害支援協定に基づく啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、及び燃料等確保のための関係業界への協力要請等、輸送モード間の連携による複数ルートの確保を図る。[防災課、水産課、建設課、都市計画課、農林課、地域経済活性化課] 2-1、2-3、5-1、5-6、6-4
- 避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域を形成する。[水産課] 5-6
- 既存の物流機能を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、貨物輸送事業者等のBCP策定等により輸送路を確保するための取組等を促進する。[地域経済活性化課] 2-3
- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備え、安全面も考慮した物流インフラ網を構築する。特に、災害時の緊急輸送機能の軸となる西九州自動車道（高規格幹線道路）の整備を進めるとともに、災害時における複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、道路の計画的な整備を推進する。[建設課、都市計画課、水産課、農林課、地域経済活性化課] 5-6
- 各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による取組をする。[防災課] 2-3
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。[防災課、福祉事務所] 2-1
- 発災後に、迅速な輸送経路啓開に向けて、建設業協同組合等との連携強化を推進する。[防災課] 2-1、6-4

- 県が取り組む港湾のBCPの策定を踏まえ、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する。[地域経済活性化課] 5-5
- 山間地等における代替輸送路の情報の収集や制度の向上に努める。[農林課] 2-3
- 地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」「改修工事」への補助事業を整備する。[都市計画課] 7-3、8-2
- 孤立集落が広域かつ多数で発生した場合は、自衛隊ヘリコプター等の協力を県に要請し、連携して対応する。[防災課] 2-3



長崎県防災ヘリコプター「ながさき」

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、将来に向けての担い手確保を図るための取組を推進する。[防災課] 8-2
- TEC-FORCE 等派遣隊の受入れ体制の確認・調整方法等について、事前に明確化する。[建設課] 2-4



※TEC-FORCE

正式名は国土交通省緊急災害対策派遣隊。大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、国土交通省が被災地方公共団体等に対して、円滑かつ迅速に災害対応の支援を行うために、隊員を派遣する。(画像:国土交通省九州地方整備局)

- 大規模災害が発生した際、道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、地域防災計画（障害物除去計画）に基づき迅速な道路啓開を実施する。[防災課] 8-2
- 離島航路を有するすべての漁港において、老朽化対策を推進する。[水産課] 2-6、5-4、9-1
- 大規模災害時における災害対応ロボット等の技術活用について、国・県との連携が図れるよう、情報の共有を行う。[防災課、消防本部] 8-2
- 災害により被害を受けた軽自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応するとともに、軽自動車税システムについて、バックアップ体制を強化することで災害時対応能力を強化する。[税務課] 6-4

7. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けをおこない、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

過去の災害経験や地域特性、時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、17の重点化すべき対応方策、推進方針を選定した。

以下に重点化すべき対応方策、推進方針により回避する「起きてはならない最悪の事態」を示す。

重点化にあたっての視点

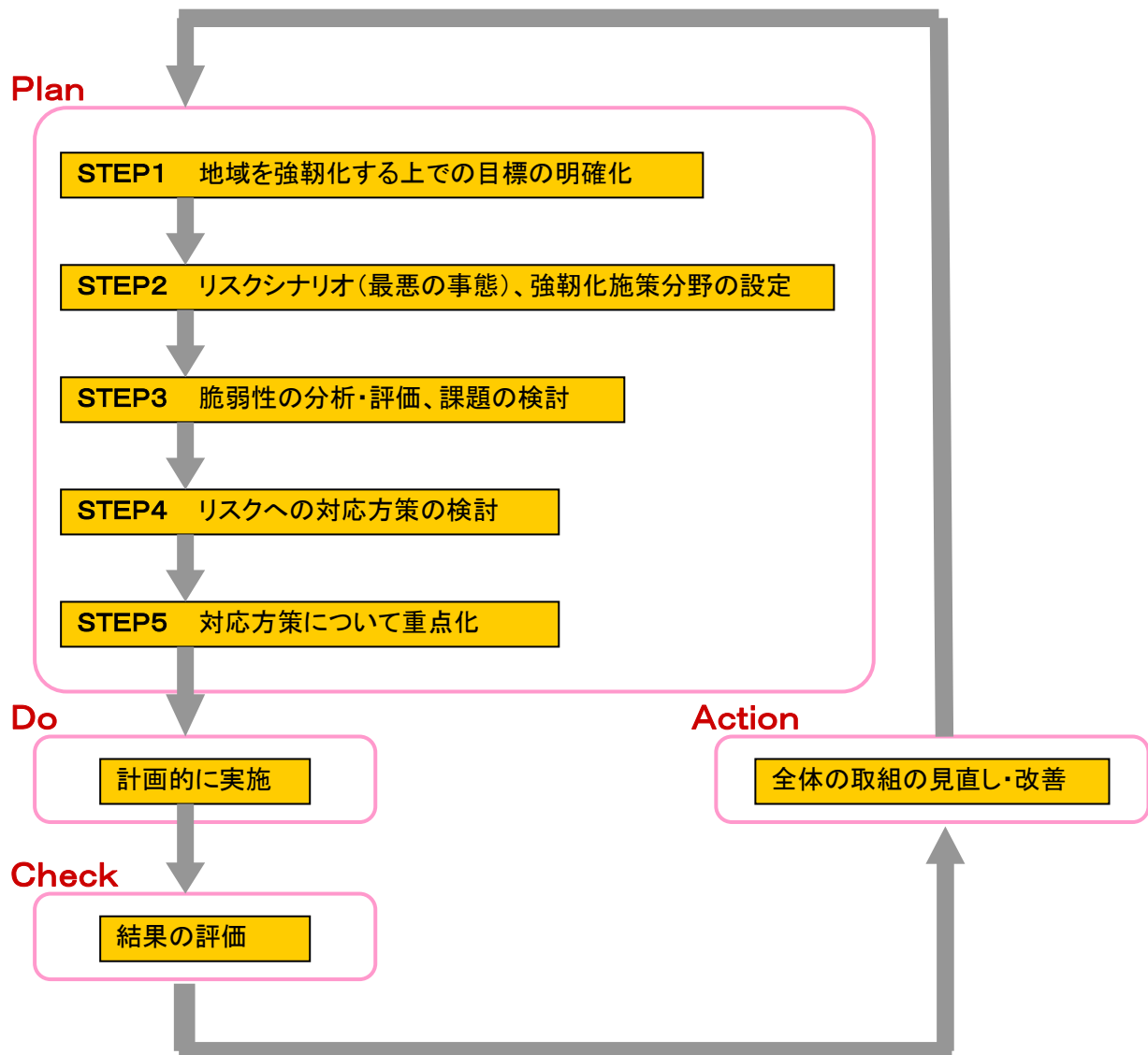
- 【a】過去の災害経験（土砂災害等）
- 【b】地域特性（離島・半島等）
- 【c】時代、情勢の変化（気候変動、地域防災力低下、インフラ老朽化等）
- 【d】緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

	起きてはならない最悪の事態	重点化にあたっての指標への該当
1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生	d
1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	d
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	b d
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	b
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止	b d
2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	
2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	b
2-4	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	d
2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶	
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺	b d
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生	
3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	d
4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止	
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、廃棄等	
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	
5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	b
5-6	食料等の安定供給の停滞	b d
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	b
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	a b
6-5	異常洪水等により用水の供給の途絶	c
7-1	市街地での大規模火災の発生	
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
7-5	有害物質の大規模拡散による被害の拡大	
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	c
8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	b c
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生	b c d

8. 計画の推進体制

松浦市国土強靱化地域計画にかかる施策を総合的、計画的に推進するため、以下の進め方により、PDCAサイクルをまわしていく。また、令和2年度から令和6年度までとするが、必要に応じて、随時、計画内容を見直すこととする。

(PDCAプロセス)



(体制)

- ・ 松浦市国土強靱化地域計画推進本部（庁内会議）仮称

松浦市国土強靱化地域計画

令和2年9月策定
長崎県松浦市

〒859-4598
長崎県松浦市志佐町里免 365 番地
TEL : 0956-72-1111 Fax : 0956-72-1115